

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 特殊支配同族会社の役員給与

Q : 同族会社で一定の会社については、役員給与が全額損金にならないと聞きました。概要を簡単に教えていただけますか？

A : 次のようになっています。

【解説】

ご質問の制度は、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入といわれるもので、一定の同族会社とその業務を主宰する役員に対して支給する給与の額のうち、給与所得控除に相当する部分として計算される金額は損金に算入されないというもので、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されているものです。

一定の同族会社とは、同族会社の業務を主宰する役員(業務主宰役員)及びその業務主宰役員と特殊関係にある者(業務主宰役員関連者)が、その同族会社の発行済株式の90%以上の株式を所有しており、かつ、その業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の過半数を占める会社をいいます。

ただし、次の場合には適用がありません。

①(法人の所得金額+業務主宰役員の給与+欠損金の繰越控除額)の直近3年間の平均額(基準所得金額) ≤ 1,600万円

②1,600万円 < 基準所得金額 ≤ 3,000万円

かつ

業務主宰役員の給与の

直前3年間の平均額

----- ≤ 50%

基準所得金額

